

答申第 951 号

諮問第 1613 号

件名：第 70 回全国植樹祭協賛申込書の一部開示決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県知事（以下「知事」という。）が、第 70 回全国植樹祭協賛申込書（以下「本件行政文書」という。）の一部開示決定において、見積書記載金額を不開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

省略

3 実施機関の主張要旨

省略

4 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第 1 条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書は、本件法人から実行委員会に対し提出された第 70 回全国植樹祭における「その他」協賛による喫煙所一式の貸与について記載されている協賛申込書である。その記載内容は、前記 3(1)において実施機関が説明するとおりであると認められ、また、その構成についても、協賛申込書は、協賛申込書本体及びその補足資料として提出された協賛内容を金額換算するための見積書からなることが認められた。

実施機関は、個人の氏名・署名及びメールアドレスを条例第 7 条第 2 号に、法人の印影及び見積書記載金額を条例第 7 条第 3 号イに該当するとして不開示としている。

(3) 審査請求人は、審査請求書において、「一部開示された「お見積書」で非開示となった金額部分の開示を求める。」と主張していることから、審査請

求人が、審査請求書において、開示を求めているのは、実施機関が不開示とした部分のうち、見積書記載金額であると認められる。そこで、本件行政文書において実施機関が不開示とした見積書記載金額が条例第7条第3号イに該当するか否かを以下検討する。

(4) 条例第7条第3号イ該当性について

ア 条例第7条第3号イは、自由経済社会においては、法人等又は事業を営む個人の健全で適正な事業活動の自由を保障することから、事業活動に係る情報で、公にすることにより、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものが記録されている行政文書は、不開示とすることを定めたものである。

そして、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとは、事業者の生産・技術・販売上のノウハウ、経理、人事等の内容で、公にすることにより、事業者の事業活動が損なわれると認められる情報のほか、事業者の名誉侵害、社会的評価の低下となる情報等を含むものとされている。

この考え方にに基づき、本件行政文書において実施機関が同号イに該当するとして不開示とした見積書記載金額の同号イ該当性について、以下検討する。

イ 当審査会において本件行政文書のうち見積書を確認したところ、実施機関が主張するとおり見積書記載金額が不開示となっており、喫煙所ツール一式、のぼり一式、手配・運搬費用の項目ごとの単価及び金額、合計の見積金額等が記載されていることが認められた。

ウ 実施機関によれば、見積書記載金額は、本件法人が喫煙所を設置する実費として算出した金額であって、通常、喫煙所を設置するときの価格とは異なり、利益等を含んでいない金額であるとのことである。そのため、見積書記載金額を公にすることにより、見積書記載金額での喫煙所の設置が可能であると誤解を招くおそれがあることから、本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとのことである。

エ 一般に、見積書に記載されている金額は、見積書を作成した事業者が、要求される仕様・性能を判断し、調達又は製造等に必要な費用の計上について検討を行った後に独自に算定するものである。

したがって、実施機関の主張する実費として算出した金額であるかどうかにかかわらず、本件法人が独自に算定した見積単価及び金額である見積書記載金額を公にすれば、本件法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

オ よって、見積書記載金額は、条例第7条第3号イに該当する。

(5) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
2 . 1 . 6	諮問 (弁明書の写しを添付)
2 . 2 . 4	審査請求人からの反論書の写しを実施機関から受理
2 . 6 . 26 (第 596 回審査会)	実施機関職員から不開示理由等を聴取
同 日	審議
2 . 7 . 14 (第 598 回審査会)	審議
2 . 8 . 25	答申